

企画公募公告

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立若狭湾青少年自然の家において、下記のことについて、公募を実施します。

記

1. 公募に付する事項

- (1) 契約件名 国立若狭湾青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務一式
- (2) 契約内容等 公募要領による。
- (3) 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
(ただし、契約期間満了の日の3か月前までに発注者又は受注者から契約期間を更新しない旨の書面による意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとする。なお、更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長5年間とする。)

2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条及び第4条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様。）
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ウ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (エ) 契約の履行に当たり故意又は重大な過失により、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (オ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。
- (4) 公募等に公募又は公示された事項に基づき、公募要領において示した提出書類を提出した者であること。
- (5) 当機構が公募要領等で指定する内容等を満たす者であること。

3. 仕様書の交付方法

本公告の日から独立行政法人国立青少年教育振興機構国立若狭湾青少年自然の家総務・管理係にて交付する。

4. 企画提案書の提出方法等

- (1) 提出方法：持参又は郵便（配達記録の残るものに限る。）することとする。
- (2) 提出期限：令和7年2月28日（金） 17時必着
- (3) 提出先：国立若狭湾青少年自然の家総務・管理係

5. 説明会の開催

説明会は開催しないため、必要に応じて問い合わせや現場確認を行うこと。

6. 選定方法等

別に定めた審査基準及び公募要領等に基づき、選定委員会において行う。

7. 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

名称 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立若狭湾青少年自然の家総務・管理係
所在地 郵便番号 917-0198 福井県小浜市田島区大浜
電話番号 0770-54-3100

8. その他

本件に関するその他必要事項については、公募要領によるものとする。

令和7年1月22日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立若狭湾青少年自然の家
所長 玉井 茂博

